後志管内における
さくらます船釣りライセンス制について

実 施 期 間 ： 令和６年３月１日から令和６年５月１５日まで

遊漁船業者・プレジャーボート
（船外機付きゴムボートを含む。）所有者の方

さくらますを目的とした船釣りをする場合、
船舶ごとにライセンスを取得

釣り人の方は

船舶でさくらますを目的とした船釣りをする場合、
ライセンス取得船に乗船

※さくらます船釣りライセンス制の内容及びライセンス証の取得方法等詳細については、パンフレット又はホームページをご覧になるか、下記までお問い合わせください。

後志管内さくらます船釣りライセンス制

●船釣りライセンス制は、さくらます資源の保護と適切な漁場利用調整を図るため、海区漁業調整委員会の指示に基づき、一定のルールのもとで船釣りを行う仕組みです。
●ライセンス制試行のため、関係市町村、漁協、プレジャーボート団体、釣り団体等の代表による実行協議会が組織され、釣獲時間や釣獲尾数等のルールが協議されています。
●遊漁船やプレジャーボートへ乗船される場合は、船長さんが事前にライセンスを取得しておりますので、一般の乗船者がライセンス申請を行う必要はありません。
●制限海域で「さくらます以外」を目的に船釣りをしていても「さくらます」が釣れる場合がありますので、さくらます船釣りライセンスを取得してください。
●皆さんから実行協議会にいただいた協力金は、章旗や啓発ポスターの作成などに使われるほか、漁業団体が取り組む孵化放流事業への協力金として、さくらます増殖事業にも活用されています。

問い合わせ先

◎ **後志管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会事務局（小樽市漁業協同組合内）**
電話 (090) 7709-6923　　ＦＡＸ (0134) 64-7581

※ 海区漁業調整委員会の指示等に関すること
北海道後志総合振興局産業振興部水産課漁業管理係
電話 (0136) 23-1394　　ＦＡＸ (0136) 22-0914
石狩後志海区漁業調整委員会事務局
電話 (0136) 23-1395　　ＦＡＸ (0136) 22-0914

ライセンス制実施海域

ライセンス実施海域は黒塗り部分の海域